

四日市地域における排出基準

騒音・振動・地盤沈下編

四日市市環境部環境保全課

目 次

騒 音 編

1. 工場等に関する規制

1-1 騒音規制法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1-2 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 作業に係る騒音の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 拡声器の使用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 飲食店営業等に伴う騒音の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 深夜における音響機器の使用制限等・・・・・・・・・・・・ 7

2. 建設作業に関する規制

2-1 騒音規制法による規制

- (1) 規制の適用を受ける建設作業及び規制基準等・・・・・・・・ 8

2-2 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける建設作業及び排出基準等・・・・・・・・ 8

3. 自動車騒音に係る許容限度等

- 3-1 騒音規制法による要請及び意見を行う場合の限度・・・・ 10

振 動 編

1. 工場等に関する規制

1-1 振動規制法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1-2 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

2. 建設作業に関する規制

2-1 振動規制法による規制

- (1) 規制の適用を受ける建設作業及び規制基準等・・・・・・・・ 15

2-2 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける建設作業及び排出基準等・・・・・・・・ 15

3. 道路交通振動に係る要請

- 3-1 振動規制法による要請を行う場合の限度・・・・・・・・・・・・ 17

地盤沈下編

1. 工業用水法による規制

- (1) 対象となる井戸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 指定地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 許可の地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

2. 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 対象となる揚水設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 揚水設備の設置に許可が必要な地域・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 揚水設備の設置に届出が必要な地域・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (4) 許可の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (5) 既設の揚水設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (6) 許可の取り消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (7) 揚水量の削減勧告および地下水利用の合理化・・・・・・・・・・ 20
- (8) 許可を受けた揚水設備の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (9) 揚水量の測定記録および報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (10) 水量測定器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 参考 揚水規制地域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

参 考

- 騒音 / 振動の大きさの例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 騒音に係る環境基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 届出の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 公害防止管理者等を必要とする工場等・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 公害関係法及び条例に基づく届出書等一覧表・・・・・・・・・・・・ 28

四日市地域における排出基準

騒音・振動・地盤沈下編

平成 14 年 3 月 1 日発行

編集発行：四日市市環境部環境保全課
〒510-8601
三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
電話（0593）54-8189（直通）